

光市公告第40号

条件付き一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月30日

光市長 芳岡 統

1 工事概要

工 事 名	やまと学園建設工事（電気設備工事）
工 事 場 所	光市大字塩田3333番地1
工 事 内 容	電気設備工事 一式 受変電設備・電灯設備・動力設備 弱電設備・太陽光発電設備 自火報設備・構内情報通信網設備
工 期	契約締結の日の翌日から令和10年1月31日まで

2 入札参加のための必要な資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和8年度光市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録され、資格が有効であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても市の指名停止期間中等でないこと。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）による営業停止期間でないこと。
- (5) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一案件に参加していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされ、市の再審査を受けていること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされ、市の再審査を受けていること。

3 入札の方法

この入札は、地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（特別簡易型）により行うので、入札者は、総合評価に係る資料（以

下「技術提案資料」という。)を提出すること。

4 許可・実績等

入札参加形態		特定建設工事共同企業体	
工事の種類		電気工事	
結成要素		<p>(1) 特定建設工事共同企業体は、自主結成方式とする。</p> <p>(2) 特定建設工事共同企業体の構成員は、2とする。</p> <p>(3) 特定建設工事共同企業体の構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。なお、代表者の出資比率は、構成員中最大とする。</p> <p>(4) 特定建設工事共同企業体の構成員は、当該工事について、他の共同企業体の構成員となることはできない。</p> <p>(5) 特定建設工事共同企業体の構成は市内業者を1以上含むものとする。</p> <p>(6) 資本関係、人的関係のある者同士の特定建設工事共同企業体の構成は参加することができない。</p>	
代表構成員の要素	業者の区分	建設業の種類	電気工事業
		建設業の許可	特定建設業
		等級	—
	所在	市内業者、準市内業者－1、準市内業者－2又は市外業者（建設業法第3条第1項の規定の許可に係る主たる営業所を周南市、下松市、又は熊毛郡に有していること。）	
	施工実績	<p>元請負人(共同企業体の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。)として鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の電気工事（請負代金が500万円以上であるもの）を施工した実績を有していること。</p> <p>なお、建築物とは建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定するものをいい、電気工事とは、同条第13号による建築物の新築、増築、改築工事に係る工事をいい、修繕、模様替又は移転等の工事は含まない。</p>	
	配置予定技術者	<p>電気工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、建設業法第26条第5項に規定する国土交通大臣の登録を受けた講習を受講している監理技術者を専任配置できること。なお、専任特例2号の監理技術者の配置は認めない。</p> <p>※ 配置予定技術者は、この公告の日の3箇月以上前から入札参加希望</p>	

		者と直接かつ恒常的な雇用関係があること。	
	配置予定現場代理人	他の工事の現場代理人又は主任技術者ではなく、常駐できる者	
構成員の要素	業者の区分	建設業の種類	電気工事業
		建設業の許可	一般建設業又は特定建設業
		等級	—
		所在	市内業者、準市内業者－1 又は準市内業者－2
	施工実績	<p>元請負人(共同企業体の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。)として建築物の電気工事を施工した実績を有していること。</p> <p>なお、建築物とは建築基準法第2条第1項に規定するものをいい、電気工事とは、同条第13号による建築物の新築、増築、改築工事に係る工事をいい、修繕、模様替又は移転等の工事は含まない。</p>	
配置予定技術者	<p>電気工事業に係る主任技術者の資格を有する者を配置できること。</p> <p>※ 配置予定技術者は、この公告の日の3箇月以上前から入札参加希望者と直接かつ恒常的な雇用関係があること。</p>		

5 入札日程等

入札参加資格確認申請書等の入手期間及び入手方法	令和8年7月13日(月)まで	光市入札監理課のホームページからダウンロードすること。
入札参加資格確認申請書等提出書類	<p>ア 様式第2号、様式第3号及び様式第4号</p> <p>イ 特定建設工事共同企業体協定書</p> <p>ウ 特定建設工事共同企業体結成届</p> <p>エ 使用印鑑届</p> <p>オ 委任状</p> <p>カ 建設業許可申請書に添付している別表の写し(営業所を有している者)</p> <p>キ 経営規模等評価結果通知書の写し(市外業者)</p> <p>※ 光市建築住宅課が発注した工事を施工実績とする場合は、様式第3号に添付する証明書は不要とする。</p>	
入札参加資格確認申請書等の提出期限・場所	令和8年7月13日(月) 午後5時15分まで	午前8時30分から午後5時15分までに光市役所入札監理課に持参すること(光市の

		休日に関する条例（平成 16 年光市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。
入札参加資格 確認通知	令和 8 年 7 月 1 5 日（水）	確認通知は、ファクシミリで行う。
設計図書の閲覧方法	令和 8 年 7 月 2 2 日（水） 午後 5 時 1 5 分まで	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに光市役所建築住宅課で閲覧すること（休日を除く。）。
設計図書の入手方法	令和 8 年 7 月 2 2 日（水）	光市入札監理課のホームページからダウンロードすること。
設計図書に係る 質問期限	令和 8 年 7 月 2 1 日（火） 正午まで	光市役所入札監理課にファクシミリで提出すること。 FAX 0833-72-6166
設計図書に係る 質問回答	光市入札監理課のホームページに掲載	
入札書比較価格	事後公表	
入札方式	持参によること。	
積算内訳書	入札書と同時提出のこと。（提出用積算内訳様式） ※ 入札時において、入札書とは別に入札執行者に直接提出する。	
入札日時	令和 8 年 7 月 2 3 日（木）午前 9 時 4 0 分	
入札場所	光市役所 3 階 大会議室 1 号	
積算内容確認 依頼期間	令和 8 年 7 月 2 3 日（木）午後 1 時から 令和 8 年 7 月 2 4 日（金）午後 3 時まで	
落札決定日	令和 8 年 7 月 2 9 日（水）	落札決定日は予定日であり、積算内容確認依頼書の提出、低入札価格調査等があったときは後日となります。

6 契約条項

光市財務規則（平成 1 6 年光市規則第 4 7 号）及び光市工事請負規則（令和 3 年光市規則第 2 0 号）の例による。

7 入札の無効

- (1) 光市財務規則、光市建設工事等一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年光市告示第 7 5 号）及び光市建設工事総合評価競争入札実施要綱（平成 2 0 年光市告示第 1 5 1 号）の例による場合
- (2) 積算内訳書については、(1)に掲げるもののほか、「積算内訳書提出にあつ

- ての留意事項」に定めるところによる場合
 (3) 総合評価において不適切と評価し、欠格となった項目がある場合

8 入札保証金等

入札保証金	免除	
契約保証金	納付	契約金額の10%以上
支払条件	前金払	あり
	部分払	あり(1回)
	完成払	あり

9 調査基準価格の設定

調査基準価格の設定	あり
数値的判断基準の設定	光市低入札価格調査判断基準「2 数値的判断基準」のうち(1)のア及びエからキ並びに(2)は適用しない。

10 契約の方法

光市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年光市条例第46号)の定めるところにより、議会の議決を得たときに本契約として成立する旨を記載した仮契約書を作成する。

11 落札者決定基準

(1) 総合評価基準

落札者の決定は、価格及び技術提案資料の内容を総合的に評価することにより行う。

(2) 審査基準

技術提案資料に記載された施工計画及び技術的能力等の条件について、設計図書で定めるところにより、それぞれ加算点を求める。なお、加算点を求める際の評価項目、評価基準、評価点及び換算値は、次表のとおりとする。ただし、評価は代表構成員をもって行う。

評価項目	評価の細目	評価の基準	評価点	換算値
企業の技術的能力について	平成30年4月1日からこの公告の日までの同種工事の施工実績の有無	設計金額以上の同種工事の施工実績がある	2	4
		同種工事の施工実績がある	1	
		施工実績がない	0	
	令和6年度及び令和7年度に竣工した光市発注の	80点以上	4	
		75点以上80点未満	3	

	管工事（請負金額が250万円未満の工事を除く。）における工事成績評定点の平均点	70点以上75点未満	2	
		65点以上70点未満	1	
		65点未満又は実績なし	0	
	この公告の日の2年前からこの公告の日までの間の建設事故の有無	事故なし	1	
		事故あり	0	
	ISO9001の認証取得状況	認証取得している	1	
		認証取得していない	0	
	ISO14001の認証取得状況又は環境活動評価プログラム（エコアクション21）の認証取得状況	ISO14001を認証取得している	1	
		エコアクション21を認証取得している	0.5	
いずれも認証取得していない		0		
配置技術者の技術的能力について	主任（監理）技術者の保有する資格	配置技術者が1級電気工事施工管理技士、技術士又はこれと同等以上の資格を有する者	1	4
		その他	0	
	平成30年4月1日からこの公告の日までの主任（監理）技術者の施工経験の有無	主任（監理）技術者が同種工事の施工経験を有する	2	
		施工経験がない	0	
	令和8年4月1日からこの公告の日までの任意の日からの過去1年間の継続学習の取組状況	各団体推奨単位以上を取得しており継続教育の証明がある場合	1	
		取得していない	0	
	技能士等の活用	指定した技能士等資格者を使用した施工とする場合又は技能士等資格を指定していない場合	1	
		使用しない	0	
企業の地域精進度・地域貢献度	地理的条件	光市に本店、工場がある	1	2
		その他	0	
	令和3年4月1日からこの公告の日までの光市所管公共施設に係る災害応急対策業務又は令和7年4月1日からこの公告の日までの地域活動	活動実績がある	1	
		活動実績がない	0	
換算値の計（加算点の満点）				10

(3) 加算点の算出方法

技術提案資料の審査結果を基に、入札参加者の加算点を算出する。

加算点は、次の式により、各評価項目ごとに、当該評価項目の得点合計を当該評価項目の配点合計で除して得た数に当該評価項目の換算値を乗じて得た数の総和により求める。

$$\text{加算点} = \Sigma \left(\frac{\text{各評価項目ごとの得点合計}}{\text{各評価項目ごとの配点合計}} \times \text{各評価項目ごとの換算値} \right)$$

(4) 落札者の決定方法

ア 光市財務規則第104条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い評価値（加算点に100点を加え、入札金額で除して得た値をいう。以下同じ。）を得た者で、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、次に掲げる場合には、落札者とししない。

(ア) 評価値が、100点を予定価格で除して得た値に100分の110を乗じて得た値に満たない場合

(イ) 入札金額によっては、入札者により本工事の内容に適合した履行がなされないおそれがあると市長が認める場合又は入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると市長が認める場合

イ 落札となるべき最も高い評価値を得て入札した者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

1.2 その他

1から11までに定めのない事項については、光市財務規則、光市建設工事等一般競争入札実施要綱、光市建設工事総合評価競争入札実施要綱及び光市建設工事等競争入札心得による。